

# 第4.X章 ワクチン接種 (新規章案)

-概要-

# 新規章案(第4.X章)の構成

- 第1条 背景と目的  
(ワクチン接種の目的と作用、本章の適用、遵守事項、本章の目的)
- 第2条 定義  
(ワクチン接種計画、緊急ワクチン接種、計画的ワクチン接種、ワクチン接種率、群免疫)
- 第3条 ワクチン接種計画
- 第4条 ワクチン接種計画の開始
- 第5条 ワクチン接種戦略
- 第6条 ワクチン接種計画の重要な要素
- 第7条 ワクチンの選択
- 第8条 ワクチン接種のロジスティクス
- 第9条 ワクチン接種計画の評価及びモニタリング
- 第10条 ワクチン接種計画の終了戦略
- 第11条 ワクチン接種動物の管理及び疾病ステイタスへの影響

# 改正案のポイント その1

## 第2条 定義

→ワクチン接種の目的に予防を含むことを文中に明記

## 第3条 ワクチンプログラム

→人獣共通感染症に対するワクチンプログラム策定の際には公衆衛生部局との連携が必要である旨を明記

## 第4条 ワクチンプログラムの実施

→ワクチン接種家畜の識別を明記

# 改正案のポイント その2

## 第5条 ワクチン戦略

→リングワクチネーションの実施方法は発生状況によるため、設定した区域の外縁から内側に向かって実施すると定めていた部分を削除

## 第6条 ワクチンの選択

→ワクチン選択の留意事項に動物の年齢を追加

## 第7条 ワクチンプログラムに係る他の重要事項

→法的に補償されるべき対象として、  
副作用 (side effect) → 有害な反応 (adverse reaction) として、  
事故等を内包するように修正

# 改正案のポイント その3

## 第7条 ワクチンプログラムに係る他の重要事項

→ワクチン接種のタイミングを決定する上で考慮する要因として「ワクチン保管設備及び配送システム」を追記

## 第8条 ワクチンの選択

ロジスティクス

→ワクチンに関連する物流管理に関連して関連物品の調達およびワクチン接種者の安全を追記

# 第2条 定義(抜粋)

追加、削除

ワクチン接種計画：予防又は防疫を目的とし、感受性のある動物個体群のうち疫学的に適切な割合にワクチン接種する計画

# 第3条 ワクチン接種計画（抜粋）

追加、削除

人獣共通感染症に対するワクチン接種計画を作成する際には、獣医当局は公衆衛生当局と連携するものとする。

# 第4条 ワクチン接種計画の開始(抜粋)

追加、削除

ワクチン接種計画の開始を決定する場合、獣医当局はとりわけ、以下を考慮するものとする。

7bis) 非ワクチン接種サブ個体群とワクチン接種サブ個体群を区別するための動物個体識別制度の存在



# 第5条 ワクチン接種戦略(抜粋)

追加、削除

ワクチンの包囲接種(Ring vaccination): 疾病が発生した施設場所周囲の線引きされた領域内での主な感受性動物全てへのワクチン接種。~~疾病の広がりを防ぐため、ワクチン接種は、当該領域の外縁から内側に向けて適用するものとする。~~

# 第67条 ワクチンの選択（抜粋）

追加、削除

疾病により、複数のワクチンが利用できる場合がある。ワクチン接種計画の目的を達成するために、ワクチンの選択は重要な要素であり、以下の要素が関係する。

（省略）

- ワクチンによる誘導抗体免疫の監視能力
- 標的個体群内の動物種及び動物の年齢に対するワクチン形態の適切性

# 第76条 その他のワクチン接種計画の重要な要素

追加、削除

## 1. 法的根拠

~~想定される強制的順守及び動物に対して想定される有害な反応に対する動物の飼養者への補償を含むワクチン接種計画に対する法的根拠があるものとする。ワクチン接種の義務及び想定される副作用についての農家への補償を含むワクチン接種キャンペーンの法的根拠が整備されているものとする。~~

## 67. ワクチン接種キャンペーンのタイミング

ワクチン接種キャンペーンの頻度、タイミング及び期間は以下の要素を踏まえて決定するものとする：

- a) ワクチンの特徴及び使用上のメーカー指示
- abis) ワクチン保管設備及び運送システム
- b) 標的個体群へのアクセシビリティ

## 第8条 ワクチン接種のロジスティクス(抜粋)

ワクチン接種キャンペーンは、以下の要素を事前に詳しくしっかりと考慮して計画されるものとする。

### 1bis. 機器及び消耗品の調達

ワクチン自体に加えて、ワクチン接種キャンペーンの計画にはすべての必要な機器及び消耗品の調達を含むものとする。

# 第8条 ワクチン接種のロジスティクス(抜粋)

## 2 ワクチン接種計画の実施

e bis) 一部使用済み又は未使用ワクチン容器(アンプル、バイアル、ボトル、その他)の廃棄決定

g) 動物~~及びワクチン接種チーム~~の安全及びウェルフェアの確保

g bis) ワクチン接種チームの安全の確保

# その他の改正 その1

## 第1条 背景と目的

加盟国がワクチン接種の実施を成功させるための前提条件には、以下の遵守事項が含まれる。

(省略)

- 4) 陸生マニュアル第1.1.8条のにおける動物用ワクチン製造及び質の管理の原則に関連する一般的な及び特定の勧告

# その他の改正 その2

その他、章全体を通して、

- ✓「疾病の侵入および発生」となっていた箇所を「病原体の侵入および疾病の発生」へ修正
- ✓「疾病個別章」を「リスト疾病個別章」へ修正



# 論 点

前回、日本から以下のとおり意見照会したがOIE側から回答がないところ、コード委へ再確認すべきか。

## 【前回提出コメント】

ある国が計画的又は緊急ワクチン接種を実施した場合、ワクチン接種の適用の判断に至ったリスクの変化を評価するため、輸入国は一時的な輸入停止措置を実施する権限を有するということを確認したい。